

別紙

病児・病後児保育施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、現に保育所に通所中の児童が病気の「回復期」及び「回復に至らない場合」であり、集団保育の困難な期間、一時的にその児童を預かるための施設を整備することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

2 補助対象

市町村長の要請を受けた病院及び診療所の開設者が整備・運営する病児・病後児保育施設で、厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

3 運営方針

本施設は、平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（以下「通知」という。）に基づき児童の一時預かりを行うものとする。

4 整備基準

(1) 設置場所

原則として病院又は診療所の敷地内若しくは隣接地とすること。

(2) 施設及び設備

通知に定める基準を満たしていること。

5 国の補助

国は、予算の範囲内で、別に定めるところにより補助するものであること。